

規制シート(様式)

180195002890001

平成28年12月16日

規制の名称	鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制		所管府省	経済産業省
根拠法令等	鉱業法(昭和25年法律第289号)、鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令、鉱業法施行規則、鉱業登録令、鉱業登録令施行規則		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 鉱業管理官 鈴木 謙次郎
規制目的	鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。			
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱業権(鉱物を掘採し、及び取得する権利)の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出席又は申請して、その許可を受けなければならない。 ・鉱物の探査を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。 		関連する予算	国内資源開発基礎情報取得等事業(平成28年度予算0.6億円)
規制の最近の改廃経緯	<p>鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年法律第84号)[平成24年1月21日施行]により、主に以下の改正を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱業権の設定等に係る許可基準の追加 ・鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設 ・鉱物の探査に係る許可制度の創設 		関連する政策評価結果	平成23年3月に鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制について政策評価(事前評価)を実施。
規制を維持、改革又は新設する理由	—		規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—			
見直し条項	鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年法律第84号)附則第26条			
次の見直し時期	平成33年度			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

180195002890001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(経済産業大臣通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準を定めたもの。</p>